



9月20日～26日は動物愛護週間

# もう一度考えよう、猫との暮らし方

食品・環境衛生課 227-5103

何千年も前から私たち人間の「友」として身近な存在、猫。愛らしい外見と、ちよつと気まぐれな性格が魅力的で、まさに癒し！そう感じている方も多いのではないのでしょうか。しかし、地域社会の中で猫が暮らしていくには「かわいい」だけでは解決しない、難しい問題があることも事実です。動物愛護週間を機に、猫と幸せに暮らすための方法、考えてみませんか？

## 飼いやすい？でも…

「あなたは犬派？それとも猫派？」こんな会話が自然と交わされるくらい、私たちにとって身近な存在である犬や猫。最近では、犬や猫を単なるペットとしてではなく、家族の一員として捉え、共に暮らし、心を通い合わせるパートナーと考える人が増えています。

(社)ペットフード協会の推計によると、平成26年度の犬の飼育頭数は全国で約1300万頭、猫は約990万頭。最近では、犬の飼育頭数は減少傾向にありますが、猫は増加傾向にあります。都市化・核家族化が進む

今、散歩の必要がなく小型で愛らしい猫は、飼いやすいペットと考えられているようです。

その反面、猫ならではの問題があることも事実です。平成26年度、市に寄せられた猫に関する相談・苦情件数は437件、犬に関するものは250件。犬より、猫に関する相談・苦情の方が多くなっています。これは、過去5年間を見ても同様です。

猫に関する相談・苦情の内訳を見ると、最も多いのは迷い猫の相談ですが、次いで野良猫に関するものが58件、ふん尿に関するものが51件、繁殖抑制が32件など、猫の不適切な管理による苦情が多く寄せられています。

ます。

猫に関する相談や苦情が多い理由は、都市化・宅地化により昔ながらの家からの出入りが自由な飼い方が難しくなったこと、飼い主のいない野良猫の存在、さらには外に出ている飼い猫と野良猫の混在など、犬にはない複雑な問題があるといえます。

## 猫の飼い方、今・昔

「猫は自由奔放な生き物。気ままに外に出かけ、塀の上を優雅に歩いて、縁側でのんびり日なたぼっこ」そんな姿を思い描いていませんか？しかし、都市化が進み、宅地が密



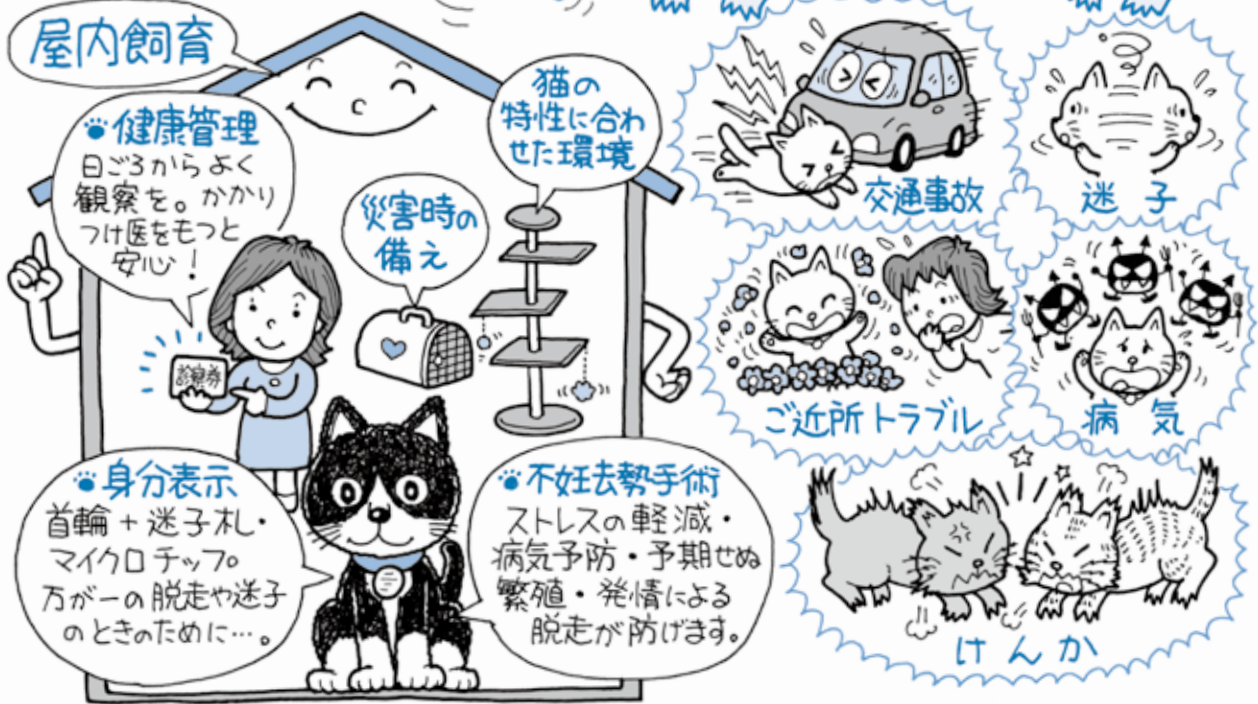
■市内における猫の苦情・相談件数 (単位：件)

苦情の内容	平成25年度	平成26年度
迷い猫相談	142	135
野良猫相談・苦情	67	58
ふん尿に関する苦情	45	51
悪臭に関する苦情	38	4
鳴き声に関する苦情	5	12
多頭飼育に関する苦情	31	13
繁殖抑制に関する相談・苦情	37	32
その他	103	132
合計	468	437



# 屋内なら安心

# 屋外には危険がいっぱい!



集している現代では、昔ながらの外に猫を出す飼い方が、近隣トラブルの原因になることが少なくありません。「庭の芝生に毎日のようにふん尿をされる」「車に爪で傷を付けられた」「せつかく植えた花の苗を掘り返されてしまった」など、寄せられる相談・苦情は生活に密着した切実なものなのです。

一方、猫にとつても、屋外は危険がいっぱい。車が通らない道はないといつてもよく、交通事故の危険があります。猫エイズなどの恐ろしい感染症や猫同士のけんかでのけがなど、健康や命にかかわる問題も。さらには迷子になって家に帰れなくなる猫もいて、市には毎年、迷い猫の相談が数多く寄せられています。環境省の定める基準やガイドラインでは「猫は屋内飼育に努めること」と明記されています。実際に屋内飼育を実践している猫の飼い主は年々増えていて、平成26年度の(地)ペットフード協会の調査では、75パーセント以上が屋内のみで飼育していると回答しています。また、同調査では、屋外に出る猫より、屋内のみの猫の方が2年以上長生きしているという統計も出ています。

現代においての屋内飼育は、愛する猫が、健康で長生きするためのも

の。「屋内だけでは猫がかわいそう」と心配する方もいるかもしれませんが、快適な環境を整え、飼い主がコミュニケーションをとることで、猫は屋内だけで幸せに暮らせます。環境省の推奨する猫の飼い方について、上図にまとめましたので、参考にしてください。

## 「野良猫」と「地域猫」

猫については、飼い方に関することだけでなく、もう一つ難しい問題があります。それは、飼い主のいない「野良猫」です。

野良猫がいるということは、誰かが猫を捨てたか、捨てられた猫が繁殖(捨て猫だけでなく、去勢されていない飼い猫が相手の場合もあります)した結果ということになります。無責任な飼い主が、野良猫という不幸な猫を生み出したことは間違いないでしょう。

しかしここで、自分で飼うことはせずに「野良猫に罪はない」「かわいそうな猫だから」とエサだけ与えてしまうと、新たな問題を招きます。猫は1年に2・3回妊娠し、1回に4〜8匹出産します。増えた野良猫を巡り、地域住民同士でトラブルになる事例が発生しています。

この問題の解決策として生まれた





## ボランティアグループ 小江戸地域猫の会

飼い主のいない猫の諸問題に取り組み、人と動物が共生できる社会の実現を目指してボランティア活動をしている「小江戸地域猫の会」。平成26年6月に、10人で活動を始めました。

現在、地域住民の方と一緒に、飼い主のいない猫へのTNR（捕まえて、不妊去勢手術をして、もとの場所に返す）活動を続けています。地域の中で増えすぎてしまった猫の数を抑え、地域で適正に管理できるようにするためです。TNRのあとは、地域の方にプランターでのトイレ作りや、時間を決めたエサやりなどをアドバイスしています。

代表の早瀬綾子さん（新宿町5丁目）は、「飼い主のいない猫の問題は、地域の問題そのものでもあります。例えば高齢の方などが、寂しさなどから猫にエサをあげ始め、気がついたら数が増えてしまった。近所からも苦情が来るし、どんどん地域から孤立する、でも本人はどうしていいのかわからない。そんなときに、間に立って解決のお手伝いできればと思っています。川越ではまだまだ知られていませんが、地域猫という解決法があることを知っていただきたいですね」と話します。最近は自治会から相談を受けることもあり、取り組みは少しずつ広がっています。



耳を少しカットされた猫を見たことはありませんか？ TNR(Trap Neuter Return)を終え、地域で見守られながら暮らしている猫のしるしです。「さくら耳」と呼ばれることもあります。

猫の寿命も昔に比べるとずいぶん延びました。これも、猫の飼育環境がよくなったためだといえます。優しい飼い主のもとで、地域の方からも愛され、長生きする幸せな猫が増えるよう、猫との暮らし方、もう一度考えてみませんか。

のが「地域猫活動」です。地域住民の理解を得たうえで、住民やボランティアグループなどが、地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術をしてこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

ではありません。また、適切な管理とは、時間を決めたエサやりや残ったエサの片づけ、トイレの設置や排泄物の清掃などです。こうした管理を続けることで、猫に対する地域からの相談・苦情が減っていくことになり。市内でも、複数のボランティア団体等の方が「不幸な猫を一匹でも減らしたい」と、不妊去勢手術を行ったり、子猫の譲渡会を開いて飼い主を見つけたりという地道な活動に取り掛かり始めています。

小さな命を守るための取り組みが広がるのは素晴らしいことです。しかし、捨て猫が減らなければ、せっかくの取り組みもいたちごっこになってしまいます。捨てられる猫の多くは子猫です。まずは飼っている猫が予期せぬ繁殖をしないよう、適切な管理をお願いします。

### ズーッと、一緒に

平成25年8月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物の飼い主は、勝手な都合で手放

すことなく、その動物の命が尽きるまで大切に飼わなければならないという「終生飼養」の責任が、法律上初めて明記されました。また、ペットを捨てたり、虐待したりした場合の罰則も強化されています。猫に限らず、ペットを飼うということは、その命を預かるということ。これは、これから飼おうとする方は、まずは猫の特性や飼い方を学び、長い年月を共に暮らせるか、じっくり考えてから決断してください。今は無理だと思ったら、飼わない決断も大切です。

# マイナンバー制度が始まります

情報統計課 ☎224-5561

マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方、一人ひとりに番号を付して、社会保障や税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用するものです。

これにより、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れる等の不正を防止します。また、行政手続き時の添付書類の削減など皆さんの負担が軽減されるだけでなく、さまざまな情報の照合や入力などに要する時間が削減され、行政の効率化にもつながります。



マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください

## 平成27年10月からマイナンバーが通知されます

住民票を有する全ての方、一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知され、通知は住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送るることによって行われます。

なお、平成28年1月以降、希望者は申請により、顔写真、ICチップ付きの「個人番号カード」の交付を受けることができます。

## マイナンバーは平成28年1月から行政手続き等で使用されます

マイナンバーは、社会保障・税・災害分野の中で、法律で定められた行政手続きに使用されます。

具体的には、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告など税の手続き等で使用します。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合があります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関がマイナンバーの提出を求めることがあります。

## 個人情報の保護は大丈夫？

マイナンバーを安全に利用していくために、個人情報の保護措置として、マイナンバーを含む個人情報収集したり、保管したりすることを禁止しています。さらに違反した場合の罰則も、従来よりも重くなっています。また、個人情報、従来通り国の行政機関や地方公共団体で分

散して管理し、特定の機関に個人情報が集まる一元管理は行いません。**マイナンバー制度の問い合わせ窓口はあるの？**

次の問い合わせ先をご利用ください。

### ■全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

### ■外国語対応ナビダイヤル（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）

☎0570-20-0291

### ■ナビダイヤル受付時間

平日、午前9時30分～午後5時30分

\*ナビダイヤルは通話料がかかります。

\*一部IP電話等でナビダイヤルにつながらない場合は、☎050-

3816-9405におかけください。

市民課 ☎224-5744

## 通知カード送付に係る居所情報の登録について

市民課 ☎224-5744

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方は、居所情報登録申請書により申請してください。申請することで、現在お住まいの場所（居所）へ通知カードを送付できる場合があります。

**申請期間**…9月25日（金）（必着）まで

**対象**…①東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難している方、②DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者で、住所地以外に居所している方、③一人暮らしで、医療機関・施設に長期入院等している方

**申請方法**…市民課（本庁舎1階）・市民センター・連絡所・証明センター等で配布している申請書に必要な事項を明記し、必要書類を添えて〒350-8601川越市役所市民課（持参可）

\*通知カードは本人の居所に送付されるため、勤務先や代理人の住所等を送付先として登録申請することはできません。

\*申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

\*提出された書類は、返却できません。

\*住所異動の手続きを勧める場合があります。

## 保育課からのお知らせ

☎224-5827  
☎223-8786

### ■保育園入園相談

来年度の入園を希望する子の保護者で、子どもに心身の障害や言葉の遅れがあると思われる場合などに、個別で入園相談を行います。

申し込み：9月30日(水)までに電話で  
保育課(ファクス可)

### ■平成28年度保育園等入園の申し込み手続き説明会

来年4月に保育園等の入園を希望する子の保護者に、申し込み手続きや概要を説明します。

当日は混み合いますので、子どもを連れての来場は、ご遠慮ください。手話通訳あり。当日直接会場にお越しください。

日時：10月4日(日)、午前10時～11時  
会場：やまぶき会館

\* 申請書類を同説明会で配布します。10月5日(月)以降は、保育課(本庁舎3階)と公立・私立保育園・小規模保育施設で配布します。

### ■あけぼの児童園入園申し込み

あけぼの児童園は、知的な遅れやその心配がある就学前の子どもの通園施設です。来年度の親子教室(週1回、親子で通園)と単独通園の入

園申し込みを受け付けます。対象

発達状況や年齢によつて通園方法が変わります。

親子教室：3歳前後～就学前

単独通園：4歳前後～就学前

### 定員

親子教室：20人程度

単独通園：10人程度

### 申し込み(次の手順で申し込み)

① 10月19日(月)～23日(金)、午後1時～4時に同園で入園説明書類を受け取り、②の見学・面談日の予約を行う

② 親子で同園の見学と面談をし、申込書を受け取る

③ 申込書に必要事項を明記し、11月13日(金)(必着)までに〒350-0052宮下町一丁目19-12・あけぼの児童園に郵送

## 市税などの納期のお知らせ

納期限は、9月30日(水)

国民健康保険税(第3期)

収税課 ☎224-5686

後期高齢者医療保険料(第3期)

医療助成課 ☎224-5842

介護保険料(第3期)

介護保険課 ☎224-5817

## 9月21日～30日は秋の全国交通安全運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721

市では川越警察署をはじめとする関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。

**出発式、街頭広報の日・高齢者事故ゼロを目指す日(雨天中止)**

日時：9月18日(金)、午前10時～ 会場：ウニクス南古谷店

**飲酒運転根絶の日(雨天中止)**

日時：9月25日(金)、午前10時～ 会場：ベルクの場店

**交通事故ゼロを目指す日(雨天中止)**

日時：9月30日(水)、午前10時～ 会場：クレアパーク

## 国民健康保険課からのお知らせ

☎224-5833

### 国民健康保険被保険者証(保険証)を発送

川越市国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主あてに、9月12日(土)から9月末日までに届くように、簡易書留で郵送します。

なお、9月21日(祝)以降の再配達のとくに不在の場合は、お知らせの連絡票(不在通知書)が投函されます。連絡票に書かれた期間を過ぎた場合は、平成27年9月30日有効期限の保険証・本人確認資料(運転免許証など)を持参し、国民健康保険課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所で受け取ってください。

### 健康保険証の適正使用について

医療機関を受診する際は正しい健康保険証を提示してください。健康保険を切り替えた後に、切り替え前の保険証を使用すると、その保険者(国民健康保険や社会保険など)から医療費の返還を求められることがあります。返還した金額は、新しい健康保険の保険者に請求することができますが、請求する権利には時効が定められています。また、健康保険の切替時期に、切り替え前の保険証で医療機関を受診した場合は、受診月中に医療機関に対し、健康保険が変更となったことをお伝えください。

### 国民健康保険(国保)の脱退について

他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要となります。手続きをしないと国保の資格が継続し、国保税が課税され続けてしまいます。詳しくはお尋ねください。



# 9月6日～12日は救急医療週間です

保健医療推進課 ☎224-5832

毎年、救急の日(9月9日)を含む1週間を「救急医療週間」と定めています。救急医療週間は、救急業務や救急医療に対して理解と認識を深めることなどを目的としています。今回は、私たちの命を救ってくれる救急医療機関や救急車の適正利用、救急医療の相談窓口等について紹介します。

## 市内の救急医療機関

現在、市内の救急医療機関は11機関あり、救急車による重症・重篤な救急搬送患者の受け入れを行っています。

- ①池袋病院
- ②帯津三敬病院
- ③川越救急クリニック
- ④康正会病院
- ⑤埼玉医科大学総合医療センター
- ⑥赤心堂病院
- ⑦関本記念病院
- ⑧本川越病院
- ⑨三井病院
- ⑩南古谷病院
- ⑪武蔵野総合病院



## 救急車の適正利用にご協力を

平成26年の川越地区消防組合の救急車出場件数は1万6,143件で、前年と比較すると約400件増加しています。こうした背景には、高齢者人口の増加だけでなく、安易に救急車を要請するといった問題があげられます。救えるはずの命を救うために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

### ■次のような場合は、迷わず119番通報を！

意識がない▶呼吸が困難、または感じられない▶顔色が悪く、冷や汗をかいている▶激しい胸痛、頭痛、腹痛▶やけどの範囲が広い▶大量に出血した▶頭を打ち、意識がおかしい

### ■誤った利用例

自家用車がない▶早く診察してもらえ▶入院の日だから▶タクシーだとお金がかかる▶自分で病院を探すのは面倒

## どうしよう…お悩みのときは

救急医療に関する相談等を行っています。

### 埼玉県小児救急電話相談

子どもの急病(発熱・下痢・嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。☎#8000または☎048-833-7911(ダイヤル回線、IP電話等)にダイヤル。  
時間…月～土曜日＝午後7時～翌朝7時▶日曜日、祝・休日、年末年始＝午前7時～翌朝7時  
\*育児相談はできません。相談は、医療行為ではなく判断の参考としていただくものです。

### 埼玉県救急医療情報センター

#### ■大人の救急電話相談

急病時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。  
時間…午後6時30分～10時30分  
\*相談は、医療行為ではなく判断の参考としていた

だくものです。

### ■救急医療機関案内(24時間案内)

次のような場合に、受診可能な医療機関の案内をしています(歯科・口腔外科・精神科を除く)。なお、医療相談はできません。

- 救急車を呼ぶほどではないけれど、緊急に医療機関の受診が必要で、かかりつけの医療機関がない
- 夜間や休日にどこの医療機関で診てもらえばいいのか分からない

利用方法…①☎#7000または☎048-824-4199(ダイヤル回線、IP電話等)にダイヤル  
②音声ガイダンスに従い「大人の救急電話相談」は「1」を「救急医療機関案内」は「2」を押す

### 埼玉県医療機能情報提供システム

医療機関を診療科目、診療日・時間、最寄り駅などから検索できます。また、薬局を営業日・時間、最寄り駅などから検索できます。

## 10月3日(土)～7日(水)は、 自動交付機を休止します

市民課 ☎224-5744

個人番号(マイナンバー)制度施行に伴い、市役所本庁舎1階ロビー・南連絡所・高階市民センター・名細市民センター・大東南公民館・霞ヶ関北市民センターに設置してある印鑑証明・住民票の自動交付機は利用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」編(案)に対する意見募集

資源循環推進課 ☎239-6267

Fax 239-5054

市では、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするため、同計画「ごみ処理基本計画」編(案)を策定予定です。市民の皆さんの意見を反映するため、同計画の案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：9月10日(木)～10月9日(金)(必着)

閲覧場所：資源循環推進課(資源化センター1階)・環境政策課(本庁舎5階)・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学、また

は利害関係のある方

**意見の提出方法**：閲覧場所で配布する意見用紙に意見と住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は、勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-0815 鯨井782-3・川越市役所資源循環推進課(持参・ファクス可)

\*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表はしません。

## 高齢者家具転倒防止器具 取り付け

高齢者いきがい課 ☎224-5809

地震による家具の転倒事故防止のため、市が委託した業者が転倒防止器具を取り付けます。取り付け費は無料ですが、器具の購入は自費となります。

対象：自身で取り付けができない

65歳以上の方のみで構成される世帯

取り付け数：1世帯3台まで

## 児童手当現況届・子育て世帯臨時特例 給付金申請書の提出はお早めに

こども政策課 ☎224-6278

児童手当の支給要件に引き続き該当しているか確認するための「児童手当現況届」および「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けています。「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限は12月8日(火)までとなりますので、申請が済んでいない方は手続きをお願いします。

なお、「児童手当現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金」は兼用の申請書となっており、対象の方には6月中旬に郵送しています(「子育て世帯臨時特例給付金」は平成27年6月分の児童手当を川越市から受給される方が対象です)。

給付金について詳しくは、市ホームページを確認するか、専用ダイヤル ☎0120-216-668にお尋ねください。

申し込み：高齢者いきがい課(本庁舎3階)

## 身体障害者健康診査

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

じよく瘡(床擦れ)などの予防のため、川越市医師会の協力で健康診査を実施します。受診は無料です。

実施期間：10月1日(木)～31日(土)

実施場所：指定された受託医療機関

対象：18歳以上40歳未満で、脊髄損傷・脳性まひ・脳血管障害などを起因とした身体の障害があり、常

時車椅子を使用する在宅の障害者(入院中または施設に入所・通所している方を除く)

申し込み：9月10日(木)～25日(金)に障害者福祉課(本庁舎1階、電話・ファクス可)

\*申し込み後、受託医療機関一覧表・健康診査記録票を郵送します。

\*平成26年度に受診された方には、事前に健康診査受診申込書を送付します。

受診方法：受託医療機関に健康診査の予約をして、市から郵送された書類を持参し受診

# ダイオキシン類についての報告

環境対策課 224-5894

## 環境中のダイオキシン類調査結果

### 調査項目・調査日

①大気…春期＝平成26年5月14日～21日▶夏期＝7月17日～24日▶秋期＝10月21日～28日(南文化会館＝10月20日～27日)▶冬期＝同27年1月8日～15日、②河川水…平成26年10月20日、③地下水…平成26年10月7日、④河川底質…平成26年10月20日、⑤土壌…平成26年12月3日

### 調査方法

環境省が作成したマニュアルなどに従って実施しました。

### 調査結果

大気・河川水および地下水・河川底質・土壌について、全ての地点で、環境基準を下回りました。

### 市民・事業所の皆さんへのお願い

一定基準を満たさない焼却炉は、家庭用・事業用にかかわらず、使用することはできません。

また、事業者が使用する焼却炉は、全て届け出が必要となります。新たに焼却炉を設置する際には、ご連絡ください。

### ①大気

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点	ダイオキシン類					環境基準
	春期	夏期	秋期	冬期	年平均	
川越測定局	0.013	0.021	0.028	0.029	0.023	0.6
芳野中学校	0.030	0.030	0.027	0.040	0.032	
下広谷地区	0.040	0.032	0.036	0.082	0.048	
南文化会館	0.022	0.020	0.047	0.058	0.037	
鯨井中学校	0.019	0.027	0.028	0.056	0.033	

### ②河川水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.019	1
旭橋(新河岸川)	0.15	
不老橋(不老川)	0.033	

### ③地下水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
古谷小学校防災井戸	0.015	1

### ④河川底質

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.19	150
旭橋(新河岸川)	3.0	
不老橋(不老川)	0.42	

### ⑤土壌

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
大東東小学校	0.87	1,000
久下戸前田第四公園	3.5	

環境基準…人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準

pg…ピコグラム。1兆分の1グラムのこと

TEQ…ティー・イー・キュー。毒性等量。計測された複数のダイオキシン類の量を、毒性が最も強いダイオキシンとして換算し、合計したもの

\*ダイオキシン類の値は、有効数字2桁としています。

## 事業所のダイオキシン類濃度測定結果

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者には、排出ガスなどに含まれるダイオキシン類濃度の測定・報告を義務付けています。市では、平成26年度の対象9事業所について測定結果を集計したので、お知らせします。

報告のあった全ての事業所において、基準値を満たしていました。未報告の事業所については、ばいじん・燃え殻がそれぞれ測定必要量未満のため報告がなかった施設です。測定結果について詳しくは、市ホームページ・環境対策課(本庁舎5階)で確認できます。

	排出ガス	排出水	ばいじん	燃え殻
対象事業所数	9	1	9	9
基準適合事業所数	9	1	7	8
基準超過事業所数	0	0	0	0
未報告事業所数	0	0	2	1
基準値	排出基準		処理基準	
	0.1~10 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	10 pg-TEQ/ℓ	3 ng-TEQ/g	

排出基準…特定施設の種類や規模ごとに定められている、特定施設の排出ガスに含まれるダイオキシン類の許容範囲のこと

処理基準…ばいじん・燃え殻を処分する基準。処理基準を超えた場合は、特別管理廃棄物として処分

ng…ナノグラム。10億分の1グラムのこと



## 市職員を募集します

職員課 ☎224-5553

平成28年4月1日採用予定の職務経験者(土木・建築・電気)・保健師を募集します。募集人員・受験資格など詳しくは募集案内を確認してください。募集案内は、職員課(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所・証明センターで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**受付期間**：職務経験者 9月18日(金)まで

▼保健師 9月25日(金)まで

\*土・日曜日、祝・休日を除く。

**受付時間**：午前8時30分～午後5時

15分

**受付場所**：職員課

## 国民年金に関するお知らせ

市民課 ☎224-5764

### 老齢基礎年金について

国民年金に加入していた方が、65歳になったときに請求して受ける年金を、老齢基礎年金といいます。受給するためには、次の期間の合計が原則として25年以上必要です。

国民年金保険料を納めた期間▼国民年金保険料の免除を受けた期間▼若

▼学生納付特例を受けた期間▼若

▼厚生

年金・共済年金の加入期間(昭和36年4月以後)▼第3号被保険者期間▼合算対象期間(カラ期間)

請求は、国民年金(第1号被保険者)のみに加入していた方は、市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所で手続きができます。厚生年金・共済年金・国民年金第3号被保険者の加入期間がある方は、年金事務所です。

### ●受給の繰り上げと繰り下げ

60歳から64歳までの方は、申し出により受給開始年齢を早め(繰り上げ)、減額された年金を受給できます。ただし、生涯減額された額で受給することになり、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。また、受給開始年齢を遅らせて(繰り下げ)、増額された年金の受給もできます。

### 障害基礎年金について

次の①～③のいずれかに初診日があり、病气やけがにより障害者になった場合、支給されます。ただし、国民年金保険料の納付や障害の程度などの要件を満たすことが必要です。詳しくは市民課、または川越年金事務所 ☎224-2657 にお尋ねください。

①国民年金に加入中(任意加入中を含む)

## 事務事業外部評価を開催します

行政改革推進課 ☎224-5505

市が実施する事業のあり方について、公開の場で外部評価人(市民・外部有識者)が議論を行う事務事業外部評価を開催します。これからの事業運営に生かすため、事業の今後の方向性や改善点などについて話し合います。

傍聴は自由です(入退室自由)。当日直接会場にお越しください。

**日時**…①10月20日(火)、午後6時～▶②10月29日(木)、午後6時～▶③11月12日(木)、午後6時～

**対象事業**…①=公共施設予約システム運営事業、広聴事業▶②=川越市敬老マッサージサービス事業、主穀作振興事業▶③=英語指導助手配置事業

**会場**…7A 会議室(本庁舎7階)

②20歳未満

③60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある

\*厚生年金加入中や、国民年金第3号被保険者期間に初診日がある場合は、川越年金事務所にお尋ねください。また、共済組合加入中に初診日がある場合は、各共済組合にお尋ねください。

**国民年金保険料10年の後納制度**が平成27年9月30日(水)で終了します

国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると、その後保険料を納めることができませんが、平成27年9月30日までに限り、過去10年以内

の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が利用できます。

納め忘れた保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげたりすることができます。同制度の利用には、年金事務所での事前申し込みが必要で、申し込み後に発行される保険料納付書で、平成27年9月30日までに納付してください。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-0111-0502 または、川越年金事務所 ☎224-2657 にお尋ねください。  
\*市では申し込みできません。